SAAJ 日本システム監査人協会報

新しいシステム監査人制度の提言について

NO.461 橘和 尚道

1、はじめに

掲記については、二年がかりの重要課題であり、その都度会員の皆さんには会報や会員メーリングリストでご報告を重ねてきた。この程別掲のようにまとめて、4月19日経済産業省の情報処理振興課に提出したので、多少の重複もあるがあらためて、その経緯と今後の協会の方針について理事会を代表して報告する。

2、これまでの経緯

平成11年6月の産業構造審議会情報産業部会情報化人材対策小委員会の中間報告でシステム監査人に問われたことは、一つは単に試験に合格しただけでなく、実践的監査経験を積むことが必要であること、もう一つは最新のＩＴ技術に対応できる試験の見直しと定期的セミナーの受講などの必要性の指摘であった。

これに基づき、情報処理技術者試験センターにおいては「情報処理技術者試験改革について」の検討が行われ、12年3月には同センターに設置された情報処理技術者試験評議委員会より、「情報処理技術者試験の改革の方向性」について意見の公募も行われ改革の論議が進められて来た。

このうち特に当協会の存立基盤でもあるシステム監査技術者試験は、創設されるセキュリティに関する技術者試験(情報セキュリティアドミニストレータ試験)との関係などから、その存続が一時危ぶまれていたが、当協会としてもその間最大限の努力を払い、当該試験の必要性、重要性を訴える意見書を数度にわたって提出をし、説明を重ねてきたことは既報(会報NO.55pp.1～5)のとおりである。

結果的には、12年6月19日付けで通商産業省より「情報処理技術者試験制度改革について」として発表され、システム監査技術者試験がとりあえず存続の方向となったのである。

しかしこれに先立つ2ヶ月前に情報処理振興課からは、当協会に対し試験のとりあえずの存続を前提にして、「システム監査は世の中のニーズの変遷に応えているか」、「ビジネスとしても生きるシステム監査のあるべき方向を見定め、それに対応したシステム監査技術者試験のあり方を考えるべきだ」などの示唆もいただき、われわれの「**システム監査のあり方検討委員会**」のいわば終わり無き検討が始まったのである。

具体的には昨年4月12日村上課長補佐を組織委員会にお招きし、問題提起をいただき、これを受けて理事会、組織委員会での検討を開始した。

理事会としては、これを機会に上記の検討委員会を設けて、過去にとらわれず今日的視点にたって、「システム監査のあり方」、「システム監査人のあり方」、「システム監査技術者試験のあり方」、「システム監査人の認定制度のあり方」などについて検討し、これにお応えする提言にまとめあげることを決定した。

また検討委員会にはＩＳＡＣＡ東京支部の代表の方々にも参加していただき、また随時外部の方々のご意見も拝聴して、この問題に真摯に取り組むこととし、理事会・組織委員会での再三にわたる論議を重ね、6月23日の第1回の検討委員会の開催となった。

以来8月9日の第4回検討委員会まで、通算10回の論議の内容を整理し、まとめたものを、システム監査関連団体よりご意見をいただくべく、8月23日にＥメールで発信した。全会員対象には、会報を利用し意見聴取を行なった。

その全文は「これからのシステム監査のあり方に関する意見募集に付いて」と題して、会報NO.59(pp.14～24)に掲載したので省略するが、現在時点で振り返って見ても「システム監査のあり方」について相当深く議論・検討した内容であると自負している。

本件については、9月末から10月初旬にかけ、関連諸団体・個人や会員からご意見をいただき、それを踏まえ、かつ情振課への打診(9月21

日、12月1日)を行いながら、8回の検討委(通算12回)での討議及びその都度の理事会での審議をへて、「システム監査のあり方に関する提言」として12月26日に情振課に提出した。

席上、更に本提言の各論として、(1)システム監査技術者試験の内容と(2)システム監査人認定制度の内容とに分けて、WGを発足させて、来る3月までにまとめることとなった。提言の全文は年末に会員用メーリングリストに発信するとともに、会報NO.61(pp.4~5)に掲載して会員から意見を聴取したので提言を再録するのは省略する。またシステム監査関連団体には新年1月9日にそれぞれメールで発信して、今後のご支援をお願いした。

3、新システム監査人制度に関する提言

今回の提言は、昨年4月以来の22回の検討委員会(含む組織委員会)と理事会の論議を経て、去る4月12日の理事会の承認を得て提出した内容で別掲のとおりである。

構成は、「システム監査技術者試験についての提言」と「新しいシステム監査人制度についての提言」とに大きく二つに分けられる。またその前提として、システム監査についての行政の積極的取り組みを期待すると同時に、制度推進機関としての当協会の役割や法人化の努力についての真剣な取り組みが必要となる内容となった。

去る4月19日情振課に対し、荒川、小野、三谷、橘和が提言の説明を行い、最終的に試験の提言については更に専門家に提案できる文章にまとめること、制度の提言については更にダイナミックなものとし、むしろ産業政策につながるような内容にすることが望ましい旨の示唆をいただいた。今後も引き続き、理事会・組織委員会で検討を行うが、制度については更に新制度の内容の整理、制度推進機関の事業計画の策定が必要となる。

4、おわりに

別掲の提言の内容のうちどれが取り上げられるかなどは未定であるし、またこのとおりに認定制度が創設されるとは決していえないので、取り扱いには充分注意を要する。例えば制度の提言の「4、他資格保持者の取扱い」で要望している午前や午後の三つの試験の部分受験は、すぐには実現不可能のようであり、4-2に整理した取り扱い案の可能性は難しく、むしろ現実的な解決を強いられることになりそうである。

更にこれからの進め方については、当面は変わらずといわざるを得ないが、全員がボランティア体制という現在の協会運営では限界があり、何等かの思い切った対策と会員の皆さんのご協力が是非とも必要となる。またとりあえずは認定制度の問題、組織・法人化の問題など会員のご意見・ご要望をお寄せいただくことをお願い致したい。

平成１３年４月１９日

経済産業省
情報処理振興課　御中

日本システム監査人協会

新システム監査人制度に関する提言について

[はじめに]

1. 本提言の位置づけと目的

私ども日本システム監査人協会は昨年12月に(1)システム監査のあり方、(2)システム監査技術者試験制度の位置づけ、(3)民間資格制度の創設、(4)当協会の役割などについて「システム監査のあり方に関する提言」としてまとめたものを提出した。

今回の掲記提言は、その時ご指摘頂いた事項を更に検討を重ねて、各論的に深めた具体的な提言として位置づけられるものである。

ひるがえって見るに、産業構造審議会情報化対策小委員会の中間報告(99.6.21)で新しいシステム監査人制度についての問題提起は、次の二つであった。

第一は、「システム監査人がユーザの信頼を得るためには、単に知識等に習熟するのみならず、実践的監査経験を積むことが重要である。この観点から、従来より実施している情報処理技術者試験(システム監査技術者試験)に合格した上で、一定の有効な実務経験を積んだことを確認することにより、システム監査人として認定する制度の創設を検討する。」(前掲中間報告、p.8)

第二は、「ＩＴ技術が急速に変化する中で、システム監査人が最新の技術動向に対応できるよう情報処理技術者試験の見直しと併せて定期的セミナーの受講を義務づけるなどの方策を検討する。」(前掲中間報告、p.8)

これらの問題提起を踏まえて、以下のように「システム監査技術者試験についての提言」と「新しいシステム監査人制度についての提言」にまとめたのでご検討を頂きたい。

これら提言の目的は、今後益々重要になるシステム監査の更なる発展を期待するところにあり、かつシステム監査の普及を実施面で支えるシステム監査人の養成が急務であると思考するからでもあることをご了承頂きたい。

2．本提言の実現に並行する課題

この提言の作成過程で常に問題になったことは、次のようにシステム監査の普及の問題であったので、この点も並行してご高配頂きたい。

ご高承のように行政手続きの電子化をはじめ、インターネットを基盤とした情報システムに大きく依存する社会が実現しようとしている。このようなＩＴ社会の適切でセキュアな運営のためには、システム監査が極めて重要であると言わなければならない。つまりその重要なシステム監査を一層普及させることが急務となり、その担い手のシステム監査人の育成や関連諸制度の整備が重要な課題となる。

このような認識のもと、既に金融機関においては、システム監査の実質的な制度化が進行しており、いずれは中央・地方行政システムを始め公共性の高い重要な情報システムについてのシステム監査の実質的な制度化が浸透していくものと想定される。またその推進には当局の積極的な関与が大いに期待されるところである。

そのようなシステム監査の普及に併せて、内部あるいは外部のシステム監査人の需要増加も期待できることになる。

また、制度上のシステム監査も今後更に増加することと思われるが、現在時点でも次のような制度上のシステム監査があり、これらについても今後「システム監査人」によるシステム監査として明文化されるよう要望する次第である。

・安全対策事業所認定制度の改革で新設されるＩＳＭＳ適合性評価制度
・特定システムオペレーション(ＳＯ)企業認定制度
・プライバシーマーク認定制度　など

3.本提言の実施計画について

この提言にあるシステム監査人の認定制度の創設、維持、運営には、その体制、組織等の検討、準備を含め実施計画の立案には、かなりのロードがかかることになる。したがって、今後提言の方向性が認められる段階で具体化していくこととしたい。

なお、本提言の作成にあたっては、ＩＳＡＣＡ東京支部の代表の方に最初から参画頂き、節目節目で適切なご助言を頂いた。またシステム

監査学会の検討委員会からも最終段階で、適切なご意見を頂けた。付記してお礼を申し上げたい。

[提　言]

Ⅰ．システム監査技術者試験についての提言

現在、高度情報処理技術者試験の一環として、年1回、システム監査技術者試験が実施されている。

この度、当協会では、新たに立ち上げようとしている「システム監査人制度(仮称)」(Ⅱ．新しいシステム監査人制度についての提言」参照)との関係を考慮した時、現在のシステム監査技術者試験の試験内容について一層の明確化を図るべきであるとの考えの下、本提言をまとめた。

1. まず、現在のシステム監査技術者試験の枠組みを変える必要はないと考える。すなわち、午前の多肢選択式、午後。の記述式、午後「の論述式という枠組みは、「システム監査人」を目指す者が必要な知識を有していることを評価するために適切な試験の枠組みであると考える。

2. 現在のシステム監査技術者試験の試験問題は、(財)日本情報処理開発協会 中央情報教育研究所(CAIT)が発表している「情報処理技術者スキル標準 システム監査技術者」に基づいて作成されている。
添付の表は、このスキル標準に盛り込まれている「知識体系」の知識分野、大分類、中分類を抜き出したものである。CAITは、この知識体系を「実務知識体系・コア知識体系」と呼び、システム監査技術者がシステム監査を実施する上で必要な知識を整理したものであるとしている。ただし、「コア知識体系」に相当する部分としての知識分類は行っておらず、将来的に取り組む予定であるとしている。

3. 当協会では、システム監査技術者試験を前提に「システム監査人制度」を考えており、システム監査人を目指す者が身につけている必要のある知識を、「コア知識」とそれ以外の共通知識に分類し、それぞれをシステム監査技術者試験の中でどのように試験すれば「システム監査人制度」に効果的に結びつくかの整理を行った。また、「コア知識」の中でも特に重要であると考えられる知識を「特に重要なコア知識」として区分した。
(添付資料参照)

4. 知識分野「Ａ．システム監査の共通知識」は、システム監査技術者のみならず、高度情報処理技術者にとっては、まさに「共通」の知識といえる。したがって、「システム監査人」を目指すものに特に要求されるコア知識には該当しないと考える。この知識分野は、午前の多肢選択式の中で出題し、システム監査技術者および「システム監査人」の基礎知識の確認に利用するのが適切と考える。

5. 知識分野「Ｂ．システム監査の計画」は、システム監査を効率的に実施するために重要な活動であることは異論のないところである。ただし、「システム監査人」がシステム監査を実施する者という役割で考えた時、「3．個別計画書の作成」および「1．中長期計画書の作成」、「2．基本計画書の作成」の一部の知識が、「特に重要なコア知識」に該当するといえる。

6. 知識分野「Ｃ．システム監査の実施」は、まさにシステム監査人に求められる知識分野である。効率的に有効なシステム監査を実施するという「システム監査人」に期待される役割を考慮した時、添付のように、実際に調査を行うための知識、および調査結果をまとめるための知識を「特に重要なコア知識」として位置づけた。

7. 知識分野「Ｄ．システム監査の報告」は、システム監査結果を経営トップに正しく伝え、理解を得て、改善に結びつけるために、「システム監査人」が行う重要な活動である。特に、指摘事項や改善勧告を監査報告書に正確かつ明瞭に記載し、それを経営トップに説得力をもって伝え、報告後の改善をフォローアップするための知識は重要であり、「特に重要なコア知識」として位置づけた。

8. 知識分野「Ｅ．システム監査業務の管理」は、「システム監査人」そのものに要求される知識ではなく、システム監査業務をマネジメントする立場の者に要求される知識である。さらに、これらの知識はマネジメン

ト業務一般について求められる知識であり、共通知識として位置づけた。

9. 上記で述べた「コア知識」および「特に重要なコア知識」については、システム監査技術者試験の午後。記述式、午後「論述式の中で問うべきであると考える。「特に重要なコア知識」に重点を置くべきであることは当然である。
すなわち、システム監査技術者試験に合格した者は、システム監査を実施するために必要な知識は、記述式および論述式試験で判定されており、システム監査人制度では、それらの知識を実務で適用できる能力があり、実際に実務で生かした経験を有していることを判断して、システム監査人の認定を行うことになる。
なお、「特に重要なコア知識」については、「システム監査人」の認定においても、重点的にみていくことになる。

10. 試験の部分受験などの新しい仕組みの検討のお願い
午前中の多肢選択式について、前記4の理由により次の点についての検討をお願いしたい。
・他の試験科目との問題の共通化を図る
・インターネットなどの情報技術を活用した試験の実施(CBT：Computer Based Test)を進める

これらにより、後述の2. 新しいシステム監査人制度についての提言」の「4．他資格保持者の取扱い－システム監査人補の認定の特例」の「部分受験」の実現をお願いしたい。

この部分受験とは、システム監査技術者試験の「午前」、「午後Ⅰ」、「午後Ⅱ」の部分受験を意味し、他資格(ＣＩＳＡ、中小企業診断士、公認会計士等の専門資格)保持者のみに認める制度に改定するという考え方である。

[添付：システム監査技術者スキル標準(知識体系)は省略]

Ⅱ．新しいシステム監査人制度についての提言

1．新システム監査人の認定制度の概要

システム監査技術者試験の合格者はその知識・技術に関する一定の能力レベルに到達していると認められるので、システム監査人に相応しい「実務経験」と「継続的な能力の維持・向上」に努めているかを別途評価して、民間資格の「システム監査人」(仮称、以下同じ)として認定する新システム監査人の認定制度の創設を提言する。

この認定制度を創設することにより、市場ニーズに見合った真の実力あるシステム監査人の育成が可能となるとともに、システム監査技術者試験の受験者並びに合格者のモチベーションを維持・向上させることができる。

このため資格認定制度の維持・管理や継続教育の実施等を行う必要があり、そのための民間推進機関を立ちあげることを提言する。

新システム監査人の認定制度の概要は、次のとおりである。

システム監査技術者試験の合格者は、現行どおり「システム監査技術者」となる。同時に一定の継続教育を受けることを条件に、民間機関に登録した者を、「システム監査人補」とする。

システム監査人補は、登録後3年以内に申請を行い、2年以上のシステム監査の実務経験(登録日以前の実務経験を含む)を積んでいることを、確認されれば、「システム監査人」として認定する。(実務経験があれば登録直後の申請も可能)

その後のシステム監査人の認定期間は3年サイクルとし、その期間内に継続教育の受講等を確認し認定の更新を行うことができる。

これまでの試験合格者に対しても、一定の継続教育を受けることを条件に、民間機関に登録した者を、「システム監査人補」とすることを認める。また申請により監査実務経験を確認して、上記と同様に「システム監査人」として認定する。

上記の提言を実現する方法は、これから更に具体化していくことになるが、これまでに検討したシステム監査人の監査実務経験の認定要件については次の第2項、継続の認定要件を含む新制度案については第3項および第4項、民間推進機関の創設案については第5項のとおりである。

なお、情報化人材対策小委員会での問題提起がＣＩＳＡ(米国公認情報システム監査人)制度との比較から出ていると想定されるので、ＣＩＳＡとの対比を参考事項として第6項に付記してある。

2．監査実務経験の認定要件

2－1．認定の条件

監査実務経験の認定は、システム監査実務経験2年以上の有無の確認により行われるが、そ

の実務認定範囲については次の経験についても考慮する。

(1) 業務監査、会計監査などの監査実務、ＩＴコンサルティング実務、ＩＴセキュリティ管理実務、ＩＴ管理実務等
(2) 当協会のシステム監査普及サービスに基づくシステム監査の実務習得、当協会のシステム監査実践セミナーの受講・修了(換算率等別途検討)
(3) 別に定める団体が主催する「システム監査のセミナー」、「システム監査人養成講座」(修了証の発行されるもの)の受講、修了(換算率等別途検討)
(4) 上記(1)(2)(3)の実務経験と同等以上の学識・経験を有する場合を含む。

2－2．認定の方法

(1) 認定の条件を明らかにする認定申請書の評価認定申請書には、監査実務経験を証明できる職務経歴を記載し、それに基づく小論文を添付する。
(2) 認定申請書の書類審査の合格者に対して、審査員の面接により最終的に認定をきめる。

実務経験で何を評価するかは技術的な経験・内容、監査人としての適性、人格などを含めて、総合的に評価する。

なお各論的に、ＩＴマネジメント、ＩＴセキュリティあるいは金融、自治体などの得意分野を考慮した認定方法も検討する。実務経験の評価期間は申請日よりさかのぼって、五年以内のものとし(システム監査人補の登録日以前のものも含む)、判定は、自己申告すなわち認定申請書に具体的に記載した職務経歴(関連小論文)による。

面接は客観性を保ち厳正に実施する。また実務経験の証明として監査報告書、監査概要 書等は認定資料としては評価できるが、徴求できない場合との不公平性や守秘義務との関 連などもあり、提出を求めない。

3．継続教育

3－1．継続教育の概要

システム監査人及びシステム監査人補は、あらかじめ定められた継続教育計画によるか、もしくは独自の計画に基づいて教育を受けることを義務づける。

(1) 要件としては原則として座学とする。
(2) 対象となる教育は、あらかじめ教育主体の団体等を明らかにし、その他は個別に資料を徴求して対象とするか否かの判定をする。当協会の月例研究会・支部研究会を継続教育カリキュラムの中で運営することとする。またＩＳＡＣＡやシステム監査学会等の関連団体の研究会・講演会等への参加も継続教育の受講とみる。当協会のシステム監査普及サービスのシステム監査あるいはシステム監査実践セミナーなど実務経験として認定できる実学も含むこととする。
(3) システム監査実務に従事している場合は継続教育の受講とみる。前述の他の監査実務やＩＴコンサルティング等のみなし実務も同様とする。(時間制限設定)

3－2．継続教育の認定要件

認定要件は次のとおりとする。継続教育報告期間は3年とする。

(1) システム監査人は、年間で３０時間以上の教育を受けなければならない。
(2) システム監査人補は、年間で１５時間以上の教育を受けなければならない。
(3) ３年間の報告期間でシステム監査人は１２０時間以上、システム監査人補は６０時間以　上の教育を受けなければならない
(4) システム監査の実務経験は継続教育受講とみる(年間10時間限度)。その他の監査みなし実務も同様１０時間限度とする。
(5) 継続教育として認められる教育には、上記のほか次の諸活動が含まれる。

a．教育支援活動・・・
当協会ほか然るべき団体の主催する教育の支援活動

b．講演・研究活動・・
システム監査に関連する教育の講義、研究発表並びに研究・準備活動

c．書籍、論文など・・
システム監査に関連する出版、論文、資料等の原稿作成活動

d．監査貢献活動・・・
システム監査の普及・啓蒙の活動

e．当協会事業活動・・
理事会、委員会、分科会等の参画活動

(6) 時間の算定、報告方法
時間の算定は原則として実時間とするが、上記諸活動(ａ～ｅ)の項目ごとに年間１０時間を報告時間の上限とする。

4．他資格保持者の取扱いーシステム監査人補の認定の特例

ＣＩＳＡ、中小企業診断士、公認会計士等の専門資格保持者をシステム監査人として認定するためには、まずその前提にシステム監査人補の認定が必要になる。

この検討にあたり、システム監査技術者試験について、「午前」、「午後Ⅰ」、「午後Ⅱ」の部分受験を他資格保持者のみに認める制度に改訂することをお願いしたい。

それにより部分受験の合格と既存の専門資格を併せて、民間機関に登録することにより、特例としてシステム監査人補とするようにしたい。

4－1．ＣＩＳＡ(公認情報システム監査人)の取り扱い

ＣＩＳＡは、システム監査技術者試験の午後(論述式問題＝小論文)の試験を受け、合格すれば継続教育を条件に民間機関に登録して「システム監査人補」とする。午後「 の受験理由については後記6-3に記述した内容を参考にしてある。

その後のシステム監査人の認定・継続認定は上記と同じである。

なお、米国の制度との相互認証の可能性について、今後引き続き検討する。

4－2．その他の専門資格試験合格者の取り扱い

システムアナリストなど高度情報処理技術者、中小企業診断士(情報)、公認会計士、技術士(情報工学部門)については、前記ＣＩＳＡと同様に、たとえばシステム監査技術者試験の午前、午後Ⅰ、午後Ⅱのいずれかの部分(次の表の○印)の試験を受け、合格すれば民間機関に登録することにより「システム監査人補」とする。その後のシステム監査人の認定・継続認定は上記と同じである。

[その他の専門資格保持者の取り扱い案]

	高度情報処理技術者	中小企業診断士(情報)	公認会計士	技術士(情報工)	ＣＩＳＡ
午前・多肢選択式	－	－	○	－	－
午後Ⅰ記述式	○	－	○	○	－
午後Ⅱ記述式	－	○	－	－	○

(注)高度情報処理技術者は、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニアとする。

5．新制度の民間推進機関の創設

5－1．日本システム監査人協会の法人化

当協会は、平成10年11月以来の産構審・情報化人材対策小委員会でのシステム監査人の議論に対応することから始まり、以来引き続き種々の意見具申を重ねてきた。その関係もあって当協会としては、このシステム監査人の認定並びに継続教育の実施・認定の業務を実質的に請け負い、新システム監査人制度運営を担う民間推進機関となるべき責任を有するものと考える。

ただし当協会は、現在法人格のない任意団体であり、新制度の受け皿としては必ずしも適当とは言えないので、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(ＮＰＯ)となり、社会的信用を高め、事業活動の基盤を強化することが必要であり、先日の総会(H13.2.26)でその法人化の方向を決定している。

また、システム監査人の認定制度の健全な運営を図るには、認定等のルールの客観性や透明性を強化し、オープン化し、恣意的に流れることのないようにすることが重要となる。

そのためにも、システム監査学会はじめ関連諸団体の協力・支援を広く求めていくことが是非とも必要である。また別途システム監査企業台帳の登録企業や一般ユーザ企業の本制度運営への参画を要請していかなければならない。

5－2．推進機関の目的

システム監査人の認定制度、ＩＴ技術等の継続教育制度、継続更新認定制度等を実施し、社会的に信頼されるシステム監査人の養成とシステム監査の普及・啓蒙に努め、情報化社会の健全な発展と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

5－3．推進機関の具体的機能

(1) システム監査人(同補)の資格認定機能(含；認定者の表彰、懲戒、不適格者の排除等)
(2) システム監査人(同補)の資質向上・育成機能(含；苦情相談窓口)
(3) システム監査の普及・啓蒙・教育機能(含；マーケティング、個別監査実施機能)
(4) 研究会・セミナー・講演会等の研究・研修機能
(5) システム監査人倫理規定の策定・維持機能
(6) 情報セキュリティ管理関連の審査・認証機能
(7) 機関紙、資料の刊行、各種広報機能
(8) その他

5－4．推進機関の法人化のスケジュール等

特定非営利活動法人(ＮＰＯ)による法人化については、当協会とは独立した法人化案も含めて種々の案を検討したが、当協会を法人化し移行することが最短距離との結論である。

現在の案では6月の設立総会で即申請ということが予定されるが、法人化は5－1に記述した関連諸団体や関連諸企業への支援要請等先行すべき事項がどの程度実行に移せるかにかかっている。とりあえず年内の実現を目標として努力いたしたい。

6．参考事項ー新システム監査人の認定制度とＣＩＳＡ制度との比較

6-1

(1) ＣＩＳＡ公認情報システム監査人認定の実務経験

ＣＩＳＡ認定には情報システム監査やコントロール、およびセキュリティに関して、最低5年の実務経験が必要である。ただし実務経験は以下のとおり代替または免除される。

・ 最高1年間の情報システムの実務経験、または1年間の監査の実務経験を・・
1年間のシステム監査の実務経験に代替
・ 2年制大学または4年制大学の学位をもって、それぞれ・・
1年または2年間のシステム監査の実務経験に代替
・ コンピュータサイエンスや会計学、情報システム監査などの関連分野で、大学で2年間の常勤講師・・・ 1年間のシステム監査の実務経験に代替
＊ 実務経験は、認定申請日以前１０年以内、および試験初回合格日後5年以内
＊ 試験合格日後5年以内に認定申請しないと再受験し、合格すること
＊ 実務経験はすべて、雇用者の証明必要

6-1(2)提言案との相違点

1)認定申請期間・・
ＣＩＳＡは5年あるが、本案は3年である。なお本案では、試験合格後(システム監査人補登録)から継続教育が義務づけられる。

2)実務経験・・
ＣＩＳＡは5年だが4年制大学卒で2年、情報システム1年経験で1年合計3年カットされ、実務経験は実質2年あればよい。
本案では、実務経験は2年だが、申請までに継続教育の受講の条件もある。

なお、実務的なシステム監査セミナーや養成講座の修了を実務経験とみなすのは、システム監査の普及が遅れている現状を反映した特殊事情である。

3) 認定には面接を実施することが本案にあるが、システム監査人の能力の評価には、重要な要素と考える。

6-2

(1) ＣＩＳＡ公認情報システム監査人の継続教育認定要件

認定要件(年間及び3年間の報告期間内に一定の教育時間を達成)
・ 年間で２０時間以上の教育を受け、報告
・ CISA維持費の全額を毎年納付
・ 3年間の報告期間で、１２０時間以上の教育を受け、報告
・ 継続教育監査の対象になった場合、要求書類を提出
・ ISACAの職業倫理規定を遵守する

継続教育として認められる活動(業務上の活動は原則として認められない)
・ ISACA専門教育活動及びミーティング(無制限＝実時間をカウント)
・ ISACA以外の専門教育活動及びミーティング(無制限)
・ 自主学習(無制限)：継続教育活動用に設計、構成された学習コース
・ ベンダーの販売／マーケッティングプレゼンテーション(年間１０時間まで)
・ 講義／講演／各種発表(無制限)
・ 記事、論文、書籍の出版(無制限)：執筆の実時間
・ CISA試験問題作成とレビュー(無制限)
・ 関連する専門試験の合格(無制限)：他の専門分野、1試験＝1時間
・ ISACA、ISACAFの理事会／委員会活動(年間１０時間まで)
・ 情報システム監査、コントロール専門分野への貢献(年間１０時間まで)

(以上ＩＳＡＣＡ「ＣＩＳＡ継続教育方針とプログラム」より要約)

6-2(2)提言案との相違点

認定要件

1) 監査実務を継続教育として認める本案に、認めないＣＩＳＡとの差異がある。実務経験を重視することを本案の特徴と考えたい。
2) その他の本案の認定要件とＣＩＳＡのそれとはあまり変わりはない。
3) 本案の特色はシステム監査人補に継続教育を課している点である。

継続教育として認められる活動

1) 活動の種類はＣＩＳＡでは広範囲にわたり、１０項目と多い。
2) 時間は制限をつけるものと無制限の両方あるＣＩＳＡに対し、本案ではこれらすべてに１０時間の制限を付している。

6-3(1)ＣＩＳＡ試験の制度

受験資格は特になく、情報システム監査やコントロール、セキュリティの分野に関心があればよい。

試験は毎年６月に実施され、２００の多肢選択式問題で、４時間に渡って実施される。試験の目的は、次の事項についての理解力をテストし分析・評価することにある。

＊ 一般に認められている情報システム監査の基準、報告書および実務並びに情報システムセキュリティとコントロールの実務
＊ 情報システムの戦略、方針および手続き、管理実務並びに組織構造
＊ ハードウェア、ソフトウェアのプラットフォーム、ネットワーク、通信インフラストラクチャ、操作運用業務、情報システム資源の利用並びに業務処理を含んだ情報システムのプロセス
＊ 論理的、物理的、周辺環境的データの妥当性の処理と、処理結果のコントロール及び事業継続計画とテストの手順
＊ 情報システムの開発、入手およびメンテナンス

6-3(2)システム監査技術者試験の制度

受験資格は特にない。試験は次のとおり。

午前	多肢選択式問題	５０問	９０分
午後Ⅰ	記述式問題	4問中3問	９０分
午後Ⅱ	論述式問題(小論文)	3問中1問	１２０分

食事・休憩時間を含めて６時間２０分である。(10:30-16:50)

昨年から年齢制限の廃止、午前試験の問題数・時間の削減が行われた。

試験の範囲は、次のとおりである。午前は、コンピュータシステム、システムの開発と運用、セキュリティと標準化、情報化と経営、監査。午後は、情報システム・通信ネットワーク・システム監査全般に関すること、システム監査の計画に関すること、システム監査の実施に関すること、システム監査の報告に関すること、システム監査関連法規に関すること。

6-3(3)両試験の相違点

ここでは次のように明かな差異がある。システム監査技術者試験の午後に行われる記述式・論述式問題はケース・スタディ方式でシステム監査人の能力を評価するものであって、実務経験の少ない者には難しい。この場合当然に文章作成能力やその他のコミュニケーション能力も評価できる。ＣＩＳＡ試験の多肢選択式問題だけではこれらの能力を評価しきれない。

6-3(4)試験の難易度

両試験の難易度は、システム監査技術者試験は合格率があらかじめ設定されている(説)のに対し、ＣＩＳＡは一定水準を満たす者を合格させているので、単純な比較は難しい。

試験の合格率のデータだけで見ると次のとおりである。

システム監査技術者試験は、15年間5.0%から7.7%まで平均6.5%である。

ＣＩＳＡ試験の合格率は、99年の全世界の受験者が5,086人で、合格者は2,715人で合格率は54%である。なお日本では東京支部120人受験して30人合格、大阪支部で22人受験して6人の合格である。合格率は25%と27%である。

以 上

第７９回月例研究会報告

日時：平成13年４月18日　午後６時半より
場所：東京労働スクエア７０１会議室
演題：「情報セキュリティマネジメントの国際標準化と国内の動向」
講師：(株)日立情報システムズ
システム監査室システムアドバイザー
小林　秀樹 氏

はじめに

講師の小林氏は、同社で安全対策認定事業所関連他のお仕事の他に、JISAや通産省(現　経済産業省)での安全対策の規格化および国際標準のJIS化などに携わってこられました。また、この度のＩＳＭＳ制度の創設推進にも尽力されておられます。今回の研究会は時期がよかったせいか、協会会員外１７人を含め、総勢６４人と、昨今まれな盛会となりました。

(No.526　富山伸夫)

講演要旨

(ISMS制度等の検討状況については、2001年3月末現在)

１．情報セキュリティに関する世の中の動き

情報通信のインフラ整備や低価格化及びサービスコンテンツの充実などがあって「ｅービジネス」の急速な発展が見られる。ｅービジネスの特徴として、アイデア次第で誰でも参入可能であるが、サービス品質の維持が成功の分岐点であるとか、高い匿名性がある反面にネット犯罪の増加といった、サイバー社会の急速な発展へのセキュリティ面での対応が求められている。

実社会で監査・認証に基づく信用と健全性や、運用監視・障害復旧方策によるサービス安定提供などによって確保される「信頼」は、サイバー社会における選択のポイントとして重要となる。

こうした中で、ネット上の商取引が増加し、利用が多様化・高度化するとともに国際化が進んできているために、電子商取引に関連する基準およびこれらの各国間相互認証の必要性が出てきた。国内でも電子商取引関連法律や不正アクセスを制限するなどの基準や法体系の整備が急がれているが、世界が同一メジャー(物差し)の方がいいわけで、出来るだけ世界の標準に合わせようという方向にある。

２．情報セキュリティの国際標準化動向と国内の動き

インターフェースケーブルの部分から先は外国といわれるように、ネットワーク社会に国境がないような時代に、諸外国から信頼を得るためには、的確な国際標準の採用が効果的である。また、取引相手から信用を得る有効な手段として、または他社との差別化のために、「第三者認証」が有効な場合が多い。

セキュリティには、リスクを踏まえた適切なマネジメントが重要として、セキュリティマネジメントの国際標準化が進められてきた。これに合わせて国内の標準化も進められつつある(ＧＭＩＴのＪＩＳ／ＴＲ化、ＩＳＯ／ＩＥＣのＪＩＳ化、後述)。

政府は、「行政情報化推進基本計画」(平成6年12月)を進める中で、「情報セキュリティポリシー策定のためのガイドライン」(平成12年12月)を策定し、「各省庁は平成15年度までに電子政府の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成する。」こととしている。これらを受けて経済産業省は、政策実行プログラムとして次の４つを発表している(平成12年４月、当時通産省)。

プログラム１－
　技術開発による電子政府情報セキュリティ基盤の確立
プログラム２－
　電子政府用情報通信機器／ソフトウエア／システムの信頼性確保
プログラム３－暗号技術の評価
プログラム４－
　国際動向を踏まえた情報セキュリティ管理(マネジメント)の確立
である。

情報セキュリティ管理(マネジメント)に関しては、情報処理サービス業の形態が大きく変化している実態から、ニーズにマッチした安全対策制度に改革する必要がある。そこで、セキュリティ管理(マネジメント)の標準として、ビジネス環境、脅威を踏まえた対策、体系立てた網羅的・継続的なマネジメントの実施、内外から信頼されるセキュリティマネジメントといった考え方が出てきた。

情報システムの安全性の認定に対する動きとしては、告示行政の廃止、規制緩和の方向に合わせ、国が直接認定する情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度(以下、安対制度)は廃止することとし、今後は民間の認証制度として、ＩＳＭＳ(Information Security

Management System)制度が立ち上がることとなった。

この制度は、情報処理サービス業者のニーズに対応するとともに、情報セキュリティマネジメント国際標準(ＩＳＯ／ＩＥＣ１７７９９(ＪＩＳ化))準拠とし、官民の役割分担としては、官は国際標準とＪＩＳの連携を、民はＪＩＳを活用した認証制度の適確な運営を目指す。

安対制度の廃止といっても、新たな認定や更新の手続をしなくなったということで、既存認定事業者の取扱は、認定有効期間は制度廃止以降も有効であり、制度としては別のものであるので既認定事業者がＩＳＭＳ認定を受けることは可能となっている。

3．情報セキュリティマネジメント　各論

3.1国際標準化の動向

(1)ＩＳＯ／ＩＥＣ　ＪＴＣ１／ＳＣ２７概要

３つの作業部会(ＷＧ)があり、セキュリティマネジメント、暗号技術、セキュリティ評価の基準を検討し、それぞれに基準やガイドラインを策定している。

(2) セキュリティ基準／ガイドラインとして、次の３つの系統がある。

・ セキュリティ評価(製品)

CC(Common Criteria)からISO/IEC15408となり、JIS X 5070となっている。

パート１は日本語で出ているが、パート２，３は要約ＪＩＳ(主要な部分は原文(英文)のまま)化されている。これは物つくり側の標準である。

・ ＩＴセキュリティ

GMIT(Guidelines for the Management of IT Security)は、ITを使う側の標準的な参考書で、ISO/IEC TR 13335－Part１～５があり、JIS化作業中である(Part１～３完(JIS TR X 0036)、Part４途中、Part5未着手)

・情報セキュリティ

ＩＳＭＳ(Information Security Management System)は、英国のＢＳ７７９９のPart１をもとにＩＳＯ／ＩＥＣ　１７７９９となったものをＪＩＳ化作業中である。

(3) 各国のセキュリティ評価基準(ISO/IEC 15408)の制定経緯と相互承認の状況(省略、参照http://www.itsecurity.com)

(4) ＧＭＩＴＳは，１９９１年からのプロジェクトで５部構成となっている。

第１部：
ＩＴセキュリティのための概念とモデル
第２部：
ＩＴセキュリティのマネージングと計画
第３部：
ＩＴセキュリティのマネジメントのためのテクニック
第４部：
セーフガード(安全保護)の選択
第５部：
ネットワーク・セキュリティ上のマネジメント・ガイダンス

3.2 ＩＳＯ／ＩＥＣ　１７７９９ (Code of practice for information management)

制定の経過(省略)、考え方としては

・ 情報の保証に関するトップの宣言を大切にし、組織としての意識を明確化し、継続した行動になることを期待する。
・ システム、ビジネスに対応した対策を重視し、的確にリスク評価を行い対策見直しするとともに、抜けのない網羅的な対策を取れるようにする。
・ 継続性が重要であり、セキュリティマネジメントの確立により、デグレーションなきスパイラルアップで、出来ることを積み上げて行って、環境の変化に対応出来るようにする。(図１)

図1　ISMSの概念

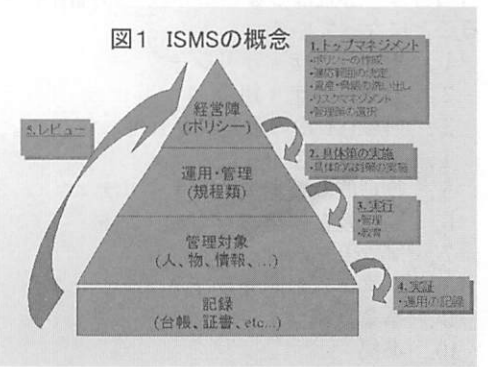

3.3 ＩＳＭＳ制度

この制度の導入は、「国際的な標準を踏まえた人間系の管理技術を取り纏め、わかりやすく実用的なセキュリティポリシー策定のガイドラインを示す」(通産ｗｅｂページ)ことにある。

したがってこの制度の構成は、ＩＳＭＳの要求事項すべて(次項、実施すべき目標と管理策)を対象に審査するもので、安対制度ではやるべ

き個々の具体策(設備、管理、運用)が決められていたものと違って、組織全体を対象としている。他の規格等の関係で言えば、包括的にすべてを睨んだ制度となっている。

3.4 ＩＳＭＳの概念

ＩＳＭＳの必要性は、情報資産全体のマネジメント、継続的なマネジメントレビュー、国際的な共通の物差しからきている。その概念をあらわすと図のようになり、継続的なマネジメントレビューとはＰＤＣＡサイクルによるスパイラルアップを期待している。(図２)

実施すべき目標と管理策は、以下の１０項目

図2 継続的なマネジメントレビュー

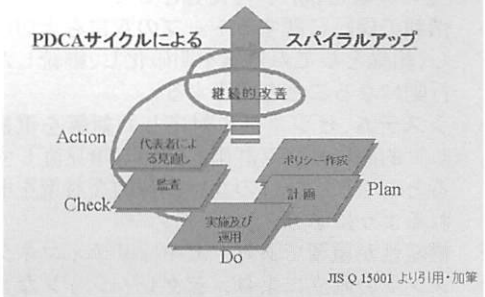

であるが、細分化すると全体では１２７項目となり、適用宣言書で該当項目を選ぶ形となる。非該当項目は、審査はしないが非該当の理由をつけることになっている。

1. セキュリティポリシー
2. セキュリティ組織
3. 財産(資産)の分類及び管理
4. スタッフのセキュリティ
5. 物理的及び環境的セキュリティ
6. 通信及び運用のマネジメント
7. アクセス制御
8. システムの開発及びメンテナンス
9. 事業継続マネジメント
10. 準拠

3.5 ＩＳＭＳ制度の運用

・ 適合性評価制度のスキーム

ＩＳＭＳ制度は、ＩＳＯ／ＩＥＣ １７７９９に基づくJISに準拠した第三者適合性評価制度であって、(財)日本情報処理開発協会(ＪＩＰＤＥＣ)が取纏め機関となり、指定審査機関の登録等を行う。情報処理サービス業など第三者評価希望事業者は、指定審査機関に申請・受審・認証を受ける。認証期間は３年(検討中)となっている。

・ 運用(案)

ＩＳＭＳ制度での認証基準と審査ガイドライン等の考え方は、ほぼ固まっており、上記ＪＩＳの制定、周知期間等と同期を取りながら、ガイドライン／チェックリスト等の検討に入っている。安対制度を廃止したことで、実質的には４月からこの制度はスタートしたと言える。

(図３)

・ ＩＳＭＳ確立のプロセス

図3 ISMS 適合性評価制度のスキーム

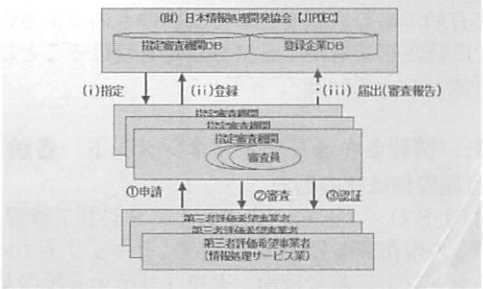

認証申請単位(組織(事業所等))としての確立のプロセスは次のようになる。

① 情報セキュリティポリシーの作成
② ＩＳＭＳ適用範囲(対象組織)の決定
③ リスク評価(アセスメント)
④ 管理するリスクの決定と管理策の選択
⑤ 適用宣言書の作成
適用範囲、規程一覧、適用している管理策等(基準で要求するもの及び独自の管理策)、法的準拠事項
⑥ 管理策の実施(記録など)
⑦ 監査
⑧ 申請 ①～⑦についてレビューを受ける

以上により、ＩＳＭＳの枠組みは、組織(事業所等)のセキュリティに関するすべてが審査対象となるので、まさに情報セキュリティマネジメントシステムのシステム監査そのものと言える。

4. 資料

問合せ先
(財)日本情報処理開発協会
情報セキュリティ対策室
E-mail:info@isms.jipdec.or.jp
Web:http://www.isms.jipdec.or.jp/

主な質疑

Q： ＩＳＭＳと１７７９９との関係は

A： 実施すべき目標と管理策の１０項目(前掲)は全て同じで、表札が違うだけで中身

は同じである。

Q： ＩＳＭＳの評価制度が始まるのは何時からと考えたらいいか

A： ＪＩＰＤＥＣでは、旧制度の安全対策認定が今年の９月で切れるグループからトライアルをして、年度末にレビューし、１４年度の初めからと考えている。準備は今からやっているので、質問をどしどし上げて欲しい。前出のＨＰにもＦＡＱが出ている。

Q： 安全対策認定の項目と比べ、厳しくなっている。特にマネジメントシステムの趣旨が分からんと社内で言われることがあるが、どうか

A： 両者をマッピングしてみたが、およそ７割程度は該当していると思われる。適用宣言書が必要なので、トップへの説明が要るが、トップへのＰＲ機会とネタ作りに使って欲しい。

Q： 認証を受けることのメリットは何か。国の後押しはあるのか

A： 国の保証は出てこない。ＩＳＭＳ事務局のビジネスとして行われる。しかし、これには自治体や金融機関が関心を示しており、アウトソーシングの調達基準となり得る可能性がある。ただし、顧客から要求されるようになるまでは若干時間がかかるものと見ている。

(司会の荒川氏より補足)

ＩＳＭＳの１２７項目のうち８項目ばかりはＩＳＯの基準よりバーが低くなっているが、いずれ次回の改定ではＩＳＯの完全準拠ということになる可能性がある。そのために一歩先んじてＢＳ７７９９(＝ＩＳＯ１７７９９)をベースにしたＢＳＩ(英国機関)の認証を受けようという動きもあり、若干混同がある。ドイツなど諸外国はＢＳＩ認証をもとにしたもので行っており、国際的にはＩＳＯが主流になって行くと考えられる。

(感想)

ＩＴの世界に国境はないと言われているが、実際にそれが経営現場に関わってくるとお国柄が反映して、国際標準と全く同じにとは行かなくなる。しかし、このままでは駄目という意識もあるわけで、その辺のギャップを埋めながらトップや現場の納得を得るのも監査人に仕事であろうと思う。

九州支部だより

No.693 福田 啓二

●システム監査実践セミナー

5月26日,27日の２日間、福岡市博多区のサンパレスホテルにおいて、システム監査実践セミナー開催。

(次の会報で報告ができるものと思います)

●新会員の方々の加入

今年度に入り九州支部会員が４名増えました。１名が準会員で、３名の方が正会員です。３名ともに今回合格された方のようですので、九州地区での平成12年度秋期の合格者が５名ですから(表参照)入会率は60%となっています。

平成１２年度秋期、システム監査技術者試験に関する情報処理試験センター公表統計より

	申込者	受験者	合格者	合格率
山口県	9	5	0	0.0%
福岡県	96	33	4	12.1%
佐賀県	7	4	0	0.0%
長崎県	5	2	0	0.0%
熊本県	18	6	0	0.0%
大分県	12	6	0	0.0%
宮崎県	5	3	0	0.0%
鹿児島県	13	9	0	0.0%
沖縄県	15	7	1	14.3%
合　計	180	75	5	6.7%
(全国比	4.5%	3.8%	3.3%	)
全　国	4,024	1,964	151	7.7%
(東　京	965	477	43	9.0%)

九州以外の地区の数値までは調査できていませんし、この数値だけで判断するわけには行きませんが、(あえて判断すると)ＩＴ技術者の分布はきわめて中央集中の傾向が強いように思われます。九州地区内を見ても、福岡県に集中しています。それだけに、滅多に顔を合わせることができない会員の方々へのコミュニケーション手段の提供とその活性化を図ることが、支部活動として重要な点です。また、地方独自の活動を進めて行く必要があると考えています。

システム監査普及への取り組みという問いについても月例会の中でも検討課題にあげられていますが、今だ自問自答の途中にあります。

九州支部会員のみなさま、月例会、メーリングリストを通じて活発なご意見をお寄せ下さい。

●月例会情報

月例会での今年に入ってからのテーマを以下に記します。

1月・会計ビッグバンについて(松嶋　敦 氏)
2月・情報セキュリティマネージメントシステム(ＩＳＭＳ)について(船津　宏氏)
・特許法の改正について　(行武郁博氏)
3月・システム監査のあり方についての検討
(参加者全員)
・セミナー受講報告　(行武郁博氏)
(1) 電子署名・認証　普及啓発セミナー
(2) 改訂「特許・実用新案審査基準」説明会
(3) 安対制度改革・ＩＳＭＳ制度に関する説明会
・総会ビデオ視聴
(デルコンピュータ　吹野博志氏講演、
経済産業省　石井伸治氏講演)
4月・IPAサイバークライシスセミナー受講報告
(福田啓二)
・総会ビデオ視聴(総会　事業報告)
5月　※システム監査実践セミナーのため休会

やはり、セキュリティ関連のテーマが多くなっています。ＩＳＭＳは今年の重要なテーマのひとつです。

●講演会、セミナーへの参加

インターネットの普及で中央と地方での情報収集面での差は格段に小さくなったといえますが、やはり、実際の講演を聴く効果は大きいですので、そういう意味でも講演会、セミナーへの参加は情報収集面で大きなウェイトを占めています。特に、行武郁博さんからは、聴講された講演会、セミナーについての所感を交えた報告を月例会やメーリングリストであげて頂き、その研究熱心さと、会員へのフィードバックにみられる熱意に、感心、感謝しております。

●ソーシャルエンジニアリング

4月の月例会でＩＰＡサーバークライシスセミナーの受講内容の報告をさせて頂きました。その中でのテーマの一つが、ソーシャルエンジニアリング(Social Engineering)です。多くの方はご存知かと思いますが、簡単にまとめてみました。

[ソーシャルエンジニアリングの定義]
・ クラッカー(悪意を持ったハッカー)による不正アクセスの手段として、「自分の身分を偽って、パスワードなどの不正アクセスを行う上で必要な情報を関係者から直接聞きだしたり、盗み出したりするクラッキングのひとつの手口」
・ 組織内部でのセキュリティ規定に、機密情報の管理方法やルールがない、あるいは不完全である場合、容易に機密が漏洩してしまう恐れがある。

[ソーシャルエンジニアリングの手法]
① トラッシング(Trashing, Dumpster Diving)
ゴミ箱あさり。
② のぞき見
他人のパスワード入力を盗み見るなど。
③ なりすまし
システム管理者になりすまして、ユーザのパスワードを聞き出す、あるいは正規のユーザになりすまし、システム管理者から情報を聞き出すなどの手法。
といった手法が代表的。
予備行為として、
④ 構内進入
他人についてゲートを通過する、清掃員になりすますなど。
も含まれる。また、
⑤ リバース・ソーシャルエンジニアリング
偽の緊急連絡先をしらせ(信じ込ませ)、トラブルの最中に様々なことを聞き出すなどの仕掛けを用意すること。
や、その手法の一つとして、
⑥ Web Spoofing
偽のWebへアクセスさせパスワード等を入力させる手法
などがあります。

[所感]

ソーシャルエンジニアリングという言葉自体は最近広まってきているものの、具体的対策はほとんど実施されていないのが現状のようです。

セキュリティマネージメントの面での重要な要素のひとつであることは間違いないでしょう。

中部支部だより

公開セミナーを開催

セキュリティセミナー
～情報セキュリティの国際標準化動向～

No124 原　善一郎

標記セミナーを５月１９日に岐阜県大垣市にあるソフトピアジャパンで開催しました。

中部支部の社会奉仕活動ともいえるものです。

インターネットの普及は利便性と同時に、セキュリティに関する危険性を拡大しています。光あれば陰ありと昔から言われています。長所を十分に生かすためには、短所に対する手当てをきちんと行うべきでしょう。

もちろん、このようなことをSAAJの会報で述べるのは、まさに釈迦に説法なのですが、弘法も筆の誤りといわれております。中部支部の会員自身がセキュリティの国際規格を学ぶチャンスをつくり、初心を忘れずに勉強をいたしました。

同時に、情報セキュリティについては、広く社会に普及すべきことであり、私たちSAAJの会員こそ、その役割の第一線に立つべきでしょう。そのような思いをこめて、一般公開セミナーと致しました。

講師　日本システム監査人協会
副会長　荒川　幸式　氏
理　事　藤野　明夫　氏

わざわざ東京からおいでいただきました。

内容は、
「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」
「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
を現場でどのように使いこなしていくかであり、ＩＳＯ１７７９９やＩＳＯ１５４０８も視野に入れた講習会でした。

中部支部恒例の懇親会も開かれ、数多くのかたが参加されました。さらに、２次会も有志でにぎやかに行いました。こちらのほうは、いつもの名古屋での例会後の懇親会とは異なり、大垣の夜をさりげなく楽しんでいただけました。

中国支部便り

No.401　大谷 完次

１月15日、今年度の第１回研修会を岡山で実施しました。ＳＥＯ((社)システムエンジニアリング岡山)殿との共催の形で、ＳＥＯの会員約70名と一緒に協会会員数名が講演に参加しました。

安原元中国支部長が講師で自分が経験された貴重な裁判体験の内容を、
「システムの不具合は誰の責任か－最新のシステム監査事例から－」
と題して講演されました。

実際の裁判の証拠として採用された当システム監査事例は説得力があり、迫力がありました。一般参加者は、地方自治体とかソフト関連会社の方が多く参加しておられ、非常に興味を持って聞いておられ、好評でした。

会員の書いた書籍　紹介

鈴木実／関亮一　著
「図解　ビジネスＸＭＬのすべてがわかる本」
発行：日本能率協会マネジメントセンター
定価：1,800円＋税

No.239. 小野修一

筆者の１人である鈴木実氏は、事例研究会を中心に当協会の活動に尽力され、現在は副会長の要職を務めておられます。また、民間企業の情報システム部門の責任者として、長年にわたって多くの企業情報システムの構築・運用に携わってこられました。

その鈴木氏がこの度、長年の業務活動や協会活動での実績に基づいて、知人である関亮一氏との共著で掲題の書籍を出版されました。

これから有望な情報技術として話題になっているXML(eXtensible Markup Language)ですが、今までXMLをとり上げた書籍は、その技術的側面に言及したものがほとんどでした。

鈴木氏らによる本書は、技術面の解説に加えて、XMLが企業活動の革新、特にスピード、柔軟性、低コストの実現にいかに貢献するかというビジネスの面から多くの解説を行っていることが最大の特徴です。XMLを導入し、新しいビジネスモデルを構築することによって効果を上げた24件の企業事例も紹介されています。

技術書ではなくビジネス書として、企業経営者や管理者、さらにはシステム監査人にとってもXMLを理解するために有効な書といえます。ご一読をお奨めします。

章の構成

第１章 XMLのビジネスへの貢献
第２章 XMLによるビジネスモデルの変革
第３章 早わかりXMLの仕組み
第４章 XML導入のメリット(まとめ)
第５章 XMLの活用事例
第６章 XMLの導入ポイント
第７章 XMLの標準化に関する動向
第８章 XMLの今後の発展
付章　　そろってきたXML構築ツール

会報No.62の記事訂正について

前回発行の会報No.62について、以下の個所に誤りがありました。

P.1　右段上　1行目
(誤)このなかで出在り方
(正)このなかで在り方

P.9　下より　2行目
(誤)禁忌支部
(正)近畿支部

P.21　上より　8行目
(誤)紺会は
(正)今回は

P.33　上より　13行目
(誤)社交ソリューション部
(正)社公ソリューション部

以上お詫びと共にご訂正お願いします。会員の方よりのご指摘有難うございました。

また、今後とも誤字以外にも、記事中身についてもお気づきの点があれば、なんなりとご意見をお寄せ下さい。

あて先：saaj-kaihoh@isize.egroups.co.jp

新規入会個人会員・法人会員

番号	氏　名	勤務先・所属
995	外村　昌昭	三菱電機コントロールソフトウエア株式会社　管理課
996	樋口　素子	ヤマトシステム開発株式会社　ネットワークサービス部システム運用二課
997	佐々木　徹	九州松下電器株式会社　情報システムセンター
998	山口　裕司	株式会社システムブレーン　SI事業部
999	森高　弘純	株式会社ワイズウエア・コンサルティング
1000	岡本　建一	第一生命情報システム株式会社　監査室
1001	宗永　幸雄	
1002	居倉　圭司	株式会社福岡銀行　信用リスク統括部不動産評価センター
1003	小島　一馬	株式会社日立情報システムズ　ソリューションサービス事業部
1004	安達　賢二	北海道ビジネスオートメーション株式会社 経営管理本部品質管理部品質監査課
1005	牛滝　康宏	ＴＩＳ株式会社　iDC事業部技術部
1006	山田　肇	北洋銀行　事務システム部
1007	山本　満	監査法人トーマツ　エンタープライズリスクサービス部
1008	小野原　聡	新日鉄ソリューションズ株式会社 君津支社
1009	松田　浩延	新日鉄ソリューションズ株式会社 関西基盤ソリューション部
1010	岡田　克巳	住商情報システム株式会社　技術本部　品質保証部
1011	伊藤　まり	東邦ガス株式会社　情報システム部
1012	津田　圭司	KPMGビジネスアシュアランス株式会社 大阪事務所
1013	杉山　雅俊	日立コンピュータ機器　ストレージソリューションセンタ
■法人会員■		
6020	榎本　千昭	KPMGビジネスアシュアランス株式会社

新規入会の皆様へ
ご入会の一言をお寄せ下さい。お待ちしております。
会報編集委員一同

編集後記

一昨年来続けてきた「システム監査のあり方検討」の提言が纏まり、いよいよ協会としても次のステップに踏み出す重大な岐路に立つこととなった。それと共に個々の会員のこれからの進み方に、より一層真剣さが求められて来よう。ボランティアでやっていた活動から、プロとしてのシステム監査に進化しようとすると、いままで以上の準備と覚悟が要りそうだ。順調に進めば来年の今頃は、この会報も名称・体裁共に大幅刷新を遂げ、気鋭のシステム監査人の論稿で埋まっていることを願っている。（N．T）

発行所 日本システム監査人協会

発行人 橘和　尚道

事務局 〒144-0054
東京都大田区新蒲田２－１－３
第１８ハネハビル７階
情報システム監査株式会社 内
TEL. 03(5711)3831 FAX. 03(5711)3832
ホームページ http://www.saaj.or.jp/
※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします
会員専用メーリングリスト：saaj@mla.nifty.ne.jp
※加入方法は owner-saaj@mla.nifty.ne.jpにお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当理事
原田　奈美　日本アイ・ビー・エム(株)
富山　伸夫　富山システム監査事務所
吉田　裕孝　三井物産(株)
蓮見　節夫　科研物流(株)
三谷慶一郎　(株)NTTデータ経営研究所

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール：saaj-kaihoh@isize.egroups.co.jp